

延岡市医療機関新規開業促進事業・医療機関事業承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の地域医療体制の強化を目的として行う、新規に医療機関を開設する医師又は既存の医療機関の施設及び業務を引き継ぐ者に対する経費の支援に関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第210号）に規定する医師をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人（医療法第31条に規定する公的医療機関を除く。）をいう。
- (3) 医療機関 医療法第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）又は医療法第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）であつて、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。

(補助金の種類)

第3条 この要綱に基づいて交付する補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新規開業奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金
- (4) 事業承継奨励金

(補助対象者の要件)

第4条 前条に規定する補助金の交付の対象となる医師又は医療法人の代表者（以下「補助対象者」という。）は次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、補助対象者に直接雇用される当該医療機関の医師が第2号から第4号までの要件を満たす場合は、当該補助対象者がこれらの要件を満たしたものとみなす。

- (1) 医療法第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項に規定する開設の届出に記載する管理者に該当する者であること。
- (2) 当該医療機関の就業規則に定める週当たりの常勤勤務時間の要件を満たすこと。
- (3) 一般社団法人延岡市医師会に加入すること。
- (4) 延岡市夜間急病センターにおける診療、休日当番医の業務への従事、市立学校の学校医への就任、健康診査その他の市が実施する事業に積極的に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、既に第8条の規定に基づき補助金の交付を受けた医療機関を、当該補助金の交付の決定の日から起算して10年を経過せずに事業承継（第8条各号の行為をいう。以下同じ）をしようとするときは、当該医療機関を補助対象者から除くものとする。

(新規開業奨励金の補助の要件)

第5条 第3条第1号に規定する補助金は、補助対象者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付が適当でないときは、この限りでない。

- (1) 市内に医療機関を新規に開業（既存の医療機関の増築又は改築を除く。）すること。ただし、医療法人による新規開業の場合は、補助対象者となる医師を新規に雇用した場合に限る。
- (2) 市内の既存の医療機関が新たな医療機関を新築し、かつ、医師を新規に雇用すること。

(雇用促進奨励金の補助の要件)

第6条 第3条第2号に規定する補助金は、前条の規定による新規開業奨励金の補助対象者が開業する医療機関において、看護師、医療技術者、事務員その他の医療機関に勤務する者（当該医療機関の就業規則に定める週当たりの常勤勤務時間の要件を満たすものに限る。以下「看護師等」という。）を5人以上常時雇用する場合に、市内に住所を有する看護師等の人員数に応じて交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付が適当でないときは、この限りでない。

(夜間急病センター深夜帯診療奨励金の補助の要件)

第7条 第3条第3号に規定する補助金は、同条の規定による新規開業奨励金の補助対象者が延岡市夜間急病センターの深夜帯の時間帯（午後11時から翌日の午前7時までの時間帯をいう。）の診療に2週間に1回以上、通年勤務する場合に交付するものとする。ただし、市長が交付が適当でないときは、この限りでない。

(事業承継奨励金の補助の要件)

第8条 第3条第4号に規定する補助金は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときに交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付が適当でないときは、この限りでない。

- (1) 市内で開設している医療機関の施設及び業務を引き継ぐとき。
- (2) 市内で医療機関を開設している医療法人であって、当該医療機関の施設及び業務を継続することを目的に当該医療法人の代表者を変更しようとするとき。
- (3) 医療法第8条の2第2項に規定する医療機関の休止に関する届出を提出した市内の医療機関において、休止年月日から起算して6月以内に当該医療機関の施設を引き継いで保険診療を開始しようとするとき。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新規開業奨励金 500万円（小児科を標ぼうし、小児及び乳幼児の診療を行う場合は、1000万円）

- (2) 雇用促進奨励金 常時雇用する看護師等（市内に住所を有する者に限る。）1人につき年額 20 万円
- (3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金 200 万円
- (4) 事業承継奨励金 500 万円

(補助金の交付)

第 10 条 第 3 条に規定する補助金は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める方法により交付する。

- (1) 新規開業奨励金 新規開業時に 1 回限り交付する方法。
- (2) 雇用促進奨励金 新規開業時から 2 年間、年に 1 回交付する方法。
- (3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金 新規開業時に 1 回限り交付する方法。
- (4) 事業承継奨励金 事業承継時に 1 回限り交付する方法。

(交付申請の期限及び添付書類)

第 11 条 補助金の交付の申請は、医療機関の新規開業日又は事業承継日から起算して 1 年が経過する日までにしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、雇用促進奨励金に係る新規開業後 2 年目の交付の申請は、医療機関の新規開業日から起算して、1 年が経過した日から 2 年が経過する日までの間にしなければならない。
- 3 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 7 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、補助金等交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日を経過した日とする。

(補助金の額の確定の省略)

第 13 条 市長は、交付すべき補助金の額の確定を省略できるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、第 3 条に規定する補助金の交付を受けた者が新規開業後又は事業承継後 3 年以内に次の各号に掲げる事由のうちいずれかに該当することとなったときには、それぞれ当該各号に掲げる補助金のうち既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、補助金の種類ごとに交付した補助金の額を 36 で除して得た額に、補助金の交付要件を満たさない月数を乗じて得た額とする。

- (1) 当該医療機関における診療を止めたとき 新規開業奨励金、雇用促進奨励金、夜間急病センター深夜帯診療奨励金及び事業承継奨励金
- (2) 雇用促進奨励金の交付を受けた者が自己の都合により当該奨励金の対象となった看護師等の雇用契約を解除したとき 雇用促進奨励金

(3) 夜間急病センター深夜帯診療奨励金の交付を受けた者が延岡市夜間急病センターにおける深夜帯の診療を止めたとき 夜間急病センター深夜帯診療奨励金

(4) 小児科を標ぼうし、小児及び乳幼児の診療を行う場合の補助金の交付を受けた者が小児及び乳幼児の診療を行わず他の診療のみを行うようになったとき 新規開業奨励金

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、開業後 1 年以内の医療機関の医師が行う補助金の交付申請から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限り、効力を失うものとする。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 11 条関係）

提出書類一覧

新規開業奨励金・雇用促進奨励金・夜間急病センター深夜帯診療奨励金

住民票（医師・雇用者）
完納証明書
誓約書
医師免許証の写し
履歴書（医師のみ）
診療所開設届の写し又は病院開設許可申請書の写し
保健医療機関指定通知書の写し
土地・建物図面の写し
延岡市医師会入会申込書の写し
新規雇用者名簿
雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
夜間急病センター勤務予定表の写し（深夜帯診療奨励金を申請する場合のみ）

事業承継奨励金

住民票
完納証明書
誓約書
医師免許証の写し
診療所開設届の写し又は病院開設許可申請書の写し又は病院（診療所）開設許可（届出）事項変更届の写し
病院（診療所）診療所廃止届の写し
保健医療機関指定通知書の写し
登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）※医療法人の場合
延岡市医師会入会申込書の写し（既に会員の場合は不要）

様式（第 11 条関係）

誓 約 書

延岡市長 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ⑩

当方は、延岡市医療機関新規開業促進事業・医療機関事業承継支援事業補助金の申請にあたり、下記のとおり申告し、及び誓約します。

この申告が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、延岡市が当方の個人情報を宮崎県警察本部に提供し、照会すること及び当該照会に関する回答として、関係する個人情報の提供を受けることについて同意します。

記

- 1 私は、暴力団関係者（延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）ではありません。また、将来においても同様です。
- 2 私は、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。
- 3 私は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用していません。また、将来においても同様です。
- 4 私は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。また、将来においても同様です。
- 5 私は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。